

## 本県で発生した食の安全安心危機事案の対応について

### 1 金ケ崎町における高病原性鳥インフルエンザの発生と対応状況

#### (1) 発生の概要

ア 農場所在地：金ケ崎町

イ 飼養状況：家きん 約 84,000 羽

ウ 経緯等

| 期 日       | 時 間     | 内 容  |
|-----------|---------|--|
| R5. 3. 13 | 9 : 30  | ・当該農場から県南家畜保健衛生所に報告あり。<br>・同日、同所が農場に立入り、症状を確認、簡易検査を実施したところ、13羽中10羽で陽性を確認（12時00分）。  |
| R5. 3. 14 | 9 : 00  | ・中央家畜保健衛生所において、遺伝子検査（PCR検査）を実施した結果、「陽性」を確認<br>・直ちに「岩手県危機管理対応方針」に基づき、知事を本部長とする対策本部を設置<br>・当該農場の家きん（約 84,000 羽）について、殺処分を実施 |
| R5. 3. 20 | 16 : 00 | 国において、高病原性鳥インフルエンザ「H5N1亜型」の患畜であることを確認  |

#### (2) 本県の防疫対応等

ア 経過

| 期 日       | 時 間          | 防疫措置  |
|-----------|--------------|---|
| R5. 3. 14 | 9 : 00       | ・高病原性鳥インフルエンザ <b>対策本部</b> の設置<br>・当該農場での <b>殺処分</b> 等を開始<br>・当該農場に対し、飼養家きんの移動制限を指示。また、部外者の立ち入り制限など、まん延防止措置の徹底を要請<br>・当該農場の周辺地域に消毒ポイント3か所を設置 |
| R5. 3. 15 | 22 : 40      | ・当該農場での <b>殺処分</b> を完了（84,770羽）   |
| R5. 3. 17 | 12 : 00      | ・当該農場の殺処分した鶏等の埋却及び発生農場の消毒を完了  |
| R5. 3. 28 | 0:00         | ・搬出制限区域（発生農場から半径3～10km）を解除し、消毒ポイント1か所を廃止  |
| R5. 4. 8  | 0:00<br>9:00 | ・移動制限区域を解除し、残り1か所の消毒ポイントを廃止<br>・高病原性鳥インフルエンザ <b>対策本部</b> の廃止  |

イ 農林水産省との連携

- ・県との連携調整のため、東北農政局職員を派遣（3/13～14）
- ・発生原因調査のため、国の疫学調査チームが発生農場を立入調査（3/14）

ウ 防疫措置への従事者数

- ・発生農場 延べ 1,089 人（県職員 1,017 人、金ケ崎町職員 16 人、県建設業協会 56 人）
- ・消毒ポイント 延べ 659 人（県職員 117 人、ALSOK 岩手 486 人、県ペストコントロール協会 56 人）

## 2 県内食品関連事業者における原材料名及び原料原産地名の不適正表示に対する措置について

(報道発表資料 抜粋)

令和5年4月6日

県政記者クラブ 各位

環境生活部県民くらしの安全課

県内食品関連事業者における原材料名及び原料原産地名の不適正表示に対する措置について

### 【要旨】

沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センターは、令和4年9月8日から令和5年3月28日まで実施した立入検査により、株式会社おがよし（宮古市日立浜町8番23号。以下「おがよし」という。）が製造した、イカの加工品等について、「スルメイカ」を使用していないにもかかわらず、容器包装に「スルメイカ」を使用している旨を表示する等、原材料名及び原料原産地名を不適正に表示して販売していたことを確認しました。

このため、本日、同事業者に対して、食品表示法（平成25年法律第70号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づく指示を行いましたのでお知らせします。

### 1 概要

#### (1) 事業者

- ① 名 称：株式会社おがよし（代表取締役 沼里 政彦（ぬまり まさひこ））
- ② 住 所：宮古市日立浜町8番23号
- ③ 事業内容：水産製品製造業

#### (2) 経過

沿岸広域振興局宮古保健福祉環境センターは、令和4年9月8日から令和5年3月28日までの間、おがよしに対し、法第8条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査を9回実施しました。

その結果、おがよし製造したイカの加工品等を、下記のとおり不適正な原材料名及び原料原産地名で販売していたことを確認しました。（別紙1参照）

- ・ 「マツイカ」を原料とした生鮮いか商品に「スルメイカ」と表示して販売した。
- ・ 国産スルメイカとカナダ産カナダマツイカを区別せず原料に使用した加工魚介類商品に、「真いか（岩手県・三陸北部沖）」又は「するめいか（岩手県産）」と表示して販売した。

販売期間：少なくとも令和2年8月19日～令和4年12月24日

販売数量：合計 173,114.5 kg（別紙1 参照）

## 2 措置

同事業者の行為は、法第4条第1項の規定に基づき定められた食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第10条第1項第4号（原材料名）及び第11号（原料原産地名）並びに第24条第1項（名称）の規定に違反するものであることから、同事業者に対し法第6条第1項の規定に基づく指示を行いました。（別紙2 参照）

【担当 食の安全安心担当 千葉、佐藤 019-629-6876】

### 別紙1 不適正表示の内容

| 分類          | 品目        | 商品名                  | 使用した原材料                    | 商品ラベルに記載されていた品名及び原材料名 | 違反条項                                 | 販売期間                           | 販売数量 (kg) |
|-------------|-----------|----------------------|----------------------------|-----------------------|--------------------------------------|--------------------------------|-----------|
| 業務用<br>生鮮食品 | 生鮮<br>いか  | スルメイカ（下足）、イカのむき身他3商品 | カナダマツイカ                    | するめいか（カナダ産）           | 食品表示基準第24条第1項第1号（名称）                 | 少なくとも令和2年8月19日から令和4年12月24日までの間 | 11,698.0  |
| 業務用<br>加工食品 | 加工魚<br>介類 | 真いかポッポ煮              | 国産スルメイカとカナダ産カナダマツイカを区別せず使用 | 真いか（岩手県・三陸北部沖産）       | 食品表示基準第10条第1項第4号（原材料名）及び第11号（原料原産地名） | 少なくとも令和3年1月7日から令和4年9月15日までの間   | 138,778.5 |
|             |           | 冷凍ボイルいかリング           |                            | するめいか（岩手県産）           |                                      | 少なくとも令和3年1月30日から令和4年9月24日までの間  | 22,638.0  |
|             |           |                      |                            |                       |                                      |                                | 173,114.5 |

指示の内容

- 1 製造・加工・販売している全ての食品について、直ちに表示の点検を行い、不適正な表示の食品については、速やかに、食品表示基準の規定に従って適正な表示に是正した上で販売すること。
- 2 販売した食品の一部について、食品表示基準で定められた遵守事項が遵守されていなかった主たる原因として、消費者に対し正しい表示を行うという意識及び食品表示に関する認識の欠如並びに表示内容の確認とその管理体制に不備があると考えられることから、これらを含めた原因の究明及び分析を徹底すること。
- 3 2の結果を踏まえ、食品表示に関する責任の所在を明確にするとともに、食品表示のチェック体制の強化、拡充等の再発防止対策を実施するとともに、当該対策によるチェック体制等が有効に機能していることを定期的に検証し、必要な改善を行うこと。これにより、今後、販売する食品について、食品表示基準に違反する不適正な表示を行わないこと。
- 4 全役員及び全従業員に対して、食品表示制度についての啓発を行い、その遵守を徹底すること。
- 5 1から4までに基づき講じた措置について、令和5年5月8日までに沿岸広域振興局長あてに報告すること。